

## コーポレート・ガバナンス

# Corporate Governance

## 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社グループの企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する仕組みであり、経営上最も重要な課題の一つと位置づけています。

当社は、「住友の事業精神」を基本とした「SMMグループ経営理念」を定め、1)地球および社会との共存を図り、健全な企業活動を通じて社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業となること、および2)人間尊重を基本とし、その尊厳と価値を認め、明るく活力ある企業となることをめざします。

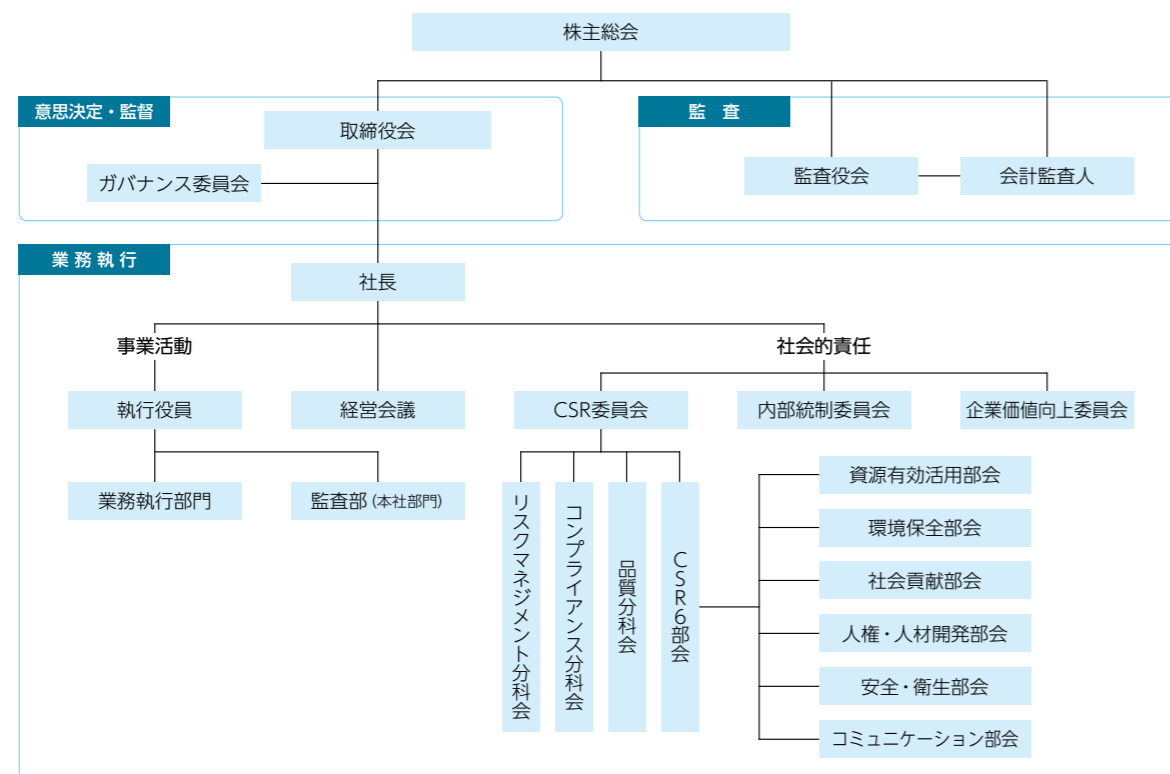
当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に努めること

により、「SMMグループ経営理念」の達成に向けて効率的かつ健全な企業活動を行ない、社会への貢献と株主をはじめとするステークホルダーへの責任を果たしていきます。

## ガバナンスの体制

当社のガバナンスは、経営における執行と監視・監督のそれぞれの機能が十分発揮されるシステムとして、監査役会設置会社および執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と、代表取締役および執行役員による「業務執行」、そして監査役および会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営しています。

## コーポレート・ガバナンス体制



## 意思決定・業務執行体制

### 取締役・取締役会

取締役の員数は定款で10名以内としており、その任期は1年としています。また、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役とする方針としており、この方針に基づき、現任の取締役8名中3名を社外取締役としています。この8名という規模については、取締役会の機動性を確保し活発な議論を行なううえで適切な人数であると考えています。

取締役会全体が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ、問題点の改善等の適切な措置を講ずるため、取締役会の実効性の評価を毎年実施し、その機能の継続的な改善を図ることとしています。2016年度はこの実効性の評価に先立ち、当社取締役会のあるべき姿について取締役会で議論をし、意思決定機能を重視した取締役会を志向していくことなどを確認したうえで、取締役会での実効性の分析・評価を行ないました。その結果、当社取締役会はあるべき姿に照らして意思決定を通じて概ね監督機能を発揮していることとともに、取締役会の実効性について重大な問題は認められないことを確認しました。

その一方で、取締役会における議論の効率化と経営上の重要事項に関する審議の充実を図る観点から、取締役会付議案件のさらなる見直しや、社外役員による事業所等の視察機会の充実を求める意見がありました。これらの意見を受け、取締役会の付議基準を2017年4月1日付で改正し

たほか、社外役員による事業所等の視察を制度化し、実施しました。

当社は、今後も継続的に取締役会の実効性のさらなる向上に努めていきます。

### 稟議制度と経営会議

業務の意思決定にあたっては、稟議制度等を通じて審査し決裁を行なうことを基本とし、審議を必要とする経営上の重要事項については経営会議を開催し、多角的な視点から合理的な経営判断と慎重な意思決定を行なっています。

経営会議は、社長、副社長および専務執行役員その他関係執行役員等を構成メンバーとし、社外取締役および監査役も出席することができます。取締役会決議事項および社長決裁事項のうち審議を要すると判断されるものについて広い観点から審議を行ない、取締役会への上程の可否を決定するとともに、社長による決裁を支援する機能を果たしています。

### 執行役員制度

執行役員に対して大幅な権限委譲を行ない責任と権限を明確化することにより、業務執行機能を強化しています。執行役員は取締役会で選任され、部門長、本社部長など重要な職位や固有の権限を付与されています。

## 監査体制

### 監査役・監査役会

監査役は、その半数以上をさまざまな専門知識や多角的な視点を持つ社外監査役としています。当社出身の監査役は社内の情報の収集に努めるなど常勤者としての特性を踏まえた監査を実施し、社外監査役は専門分野を生かした監査を実施しています。

各監査役は、経営の健全性の確保および当社の企業価値の向上を図るため、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所等において業務および財産の状況を調査します。常勤の監査役のみで往査した場合や社外監査役が出席できなかった会議については、常勤の監査役が監査役会においてその内容を報告し情報の共有を図っています。

### 内部監査部門、会計監査人と監査役の連携

内部監査部門である監査部は、当社グループ全体を対象として業務執行の監査を定期的に行なっています。監査部は、監査役に対しては監査計画の説明をはじめ、適宜情報を提供しています。一方、監査役も、監査役会で決定した監査計画を監査部に提供し、監査部の監査には随時立ち合うほか、執行役員や部門長に対する内部監査結果の報告に同席しています。会計監査人は現在、有限責任 あずさ監査法人が務めており、独立監査人として会計監査および内部統制監査を実施しています。会計監査人と監査役の間でも、監査役が監査計画を会計監査人に提供し、会計監査人から監査計画の説明および監査結果の報告を受けるなど、連携を図っています。

## コーポレート・ガバナンス

## 社外取締役・社外監査役

社外取締役は、自らの知識、経験、能力、見識等に基づき取締役会等の重要な会議において大局的な観点から意見を述べるなど、代表取締役等から独立した立場で、客観的な観点から監督機能を担っています。社外監査役は、その

専門知識や多角的な視点を背景に監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議において発言を行ない、監査機能を発揮しています。

## 取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により、取締役、監査役それぞれの報酬総額の最高限度額を決定するとともに、取締役に賞与を支給する場合には、社外取締役を除く取締役に對する賞与総額を決定します。

取締役の報酬等の額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定します。取締役の基本報酬については、当社グループの連結業績を勘案して定められる基準報酬額に、「部門業績」「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」「安全成績（労働災害の件数）等の役職別評価項目を基準として算出される個人別の業績」を反映させて具体的な報酬額を算出し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定しています。また、賞与については、当社グループの連結業績を勘案して定められる基準賞与額に、上記と同様の役職別評価項目を基準として算出される個人別の業績を反映させて具体的な金額を算出し、ガバナンス委員会において助言を得たうえで決定しています。ただし、社外取締役については、業務執行から独立した立場での監督機能が重視されることから、個人別の業績を反映するこ

とは行なわず、基準報酬額のみで賞与は支給していません。

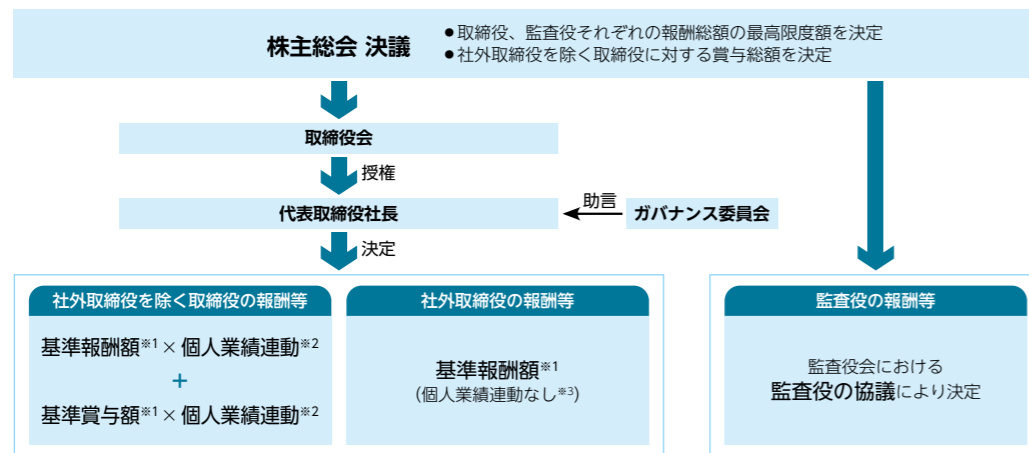
監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定しています。

## 2016年度取締役および監査役の報酬

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	賞与
取締役 (社外取締役を除く)	6名	214百万円	214百万円	-
監査役 (社外監査役を除く)	3名	60百万円	60百万円	-
社外取締役 社外監査役	6名	57百万円	57百万円	-

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役2名に対する使用人分給として15百万円を支給しております。  
2. 前期および当期に発生したシエラゴルド鉱山社における減損損失を受け、経営責任を明確にするため、代表取締役会長、代表取締役社長、取締役1名および使用人兼務取締役1名は、以下のとおり報酬および使用人分給を自主返上しています。なお、上記の取締役の報酬等の総額および基本報酬ならびに使用人兼務取締役の使用人分給には、該当月分の自主返上分を含めていません。  
(1) 2016年4月支給分  
代表取締役会長および代表取締役社長の基本報酬（月額）の30%ならびに使用人兼務取締役1名の基本報酬（月額）および使用人分給（月額）の10%  
(2) 2017年2月支給分および3月支給分  
代表取締役社長および取締役1名の基本報酬（月額）の30%

## 取締役および監査役の報酬等の額の決定手続き



\*1 当社グループの連結業績を勘案。

\*2 以下の役職別評価項目を反映させて具体的な報酬額を算出。

「部門業績」「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」「安全成績（労働災害の件数）等の役職別評価項目を基準として算出される個人別の業績」

\*3 業務執行から独立した立場での監督機能が重視されるため。

## 買収防衛策

当社は、2016年6月開催の第91期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部改定のうえ、更新することについて承認をいただきました。更新された買収防衛策の有効期間は、2019年6月開催予定の第94期定時株主総会終結の時までの3年間です。

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。そのため、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう濫用的買収から、企業価値ひいては株主共同の利益を守るための仕組みとして、買収防衛策を導入しています。

買収防衛策では、買収提案者に対し、あらかじめ遵守す

べき手続きを示すほか、必要な情報提供を求めています。日本の法制度の下では買収提案がなされた場合の買収提案者からの情報提供が義務となっておりません。買収防衛策を持つことにより、買収提案者からの情報提供が担保され、株主が当社経営陣と買収提案者の説明を比較し、いずれの経営が望ましいかを判断することができます。

また、買収提案者の買収が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど買収防衛策に定められた発動要件を満たす場合には、新株予約権の無償割当てを行ない、買収者の有する議決権割合を希釈化させます。発動には、社外取締役（独立役員）等が構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされ、公正性・客観性が担保されています。

## コーポレートガバナンスに関する基本方針の策定

当社は、2016年2月15日に「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しました。

基本方針は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や、ステークホルダーとの関係、ガバナ

ンスの体制などコーポレート・ガバナンスの枠組みを示すことを目的としており、東京証券取引所により策定されたコーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨も踏まえています。

[\[WEB\] コーポレートガバナンスに関する基本方針](#) [\[WEB\] コーポレートガバナンス報告書](#)

<http://www.smm.co.jp/ir/management/governance/>

## 社外取締役・社外監査役

	社外取締役 牛嶋 勉	社外取締役 泰松 齊	社外取締役 中野 和久	社外監査役 近藤 純一	社外監査役 山田 雄一
選任理由	弁護士・税理士としての専門知識と豊富な経験に基づき、特にコンプライアンスの観点から提言していただくことを期待して社外取締役に選任しています。	材料工学の研究者としての専門的知見および大学における組織運営の経験を生かしていただくことを期待して社外取締役に選任しています。	会社経営および資源事業に関する豊富な知識と経験を生かすことにより適切な経営の監督を行なっていただくことを期待して社外取締役に選任しています。	金融機関における豊富な経験を生かしていただくことを期待して社外監査役に選任しています。	監査法人における長年の監査の経験と会計に関する豊富な知識を生かしていただくことを期待して社外監査役に選任しています。
出席状況	当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）のすべてに出席しています。	当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）のすべてに出席しています。	取締役就任後、当期開催の取締役会12回（定時9回、臨時3回）のすべてに出席しています。	監査役就任後、当期開催の取締役会12回（定時9回、臨時3回）のすべてに出席し、また当期開催の監査役会10回のすべてに出席しています。	2017年6月開催の定時株主総会で新たに選任されました。

## SMMのガバナンス強化への取り組み

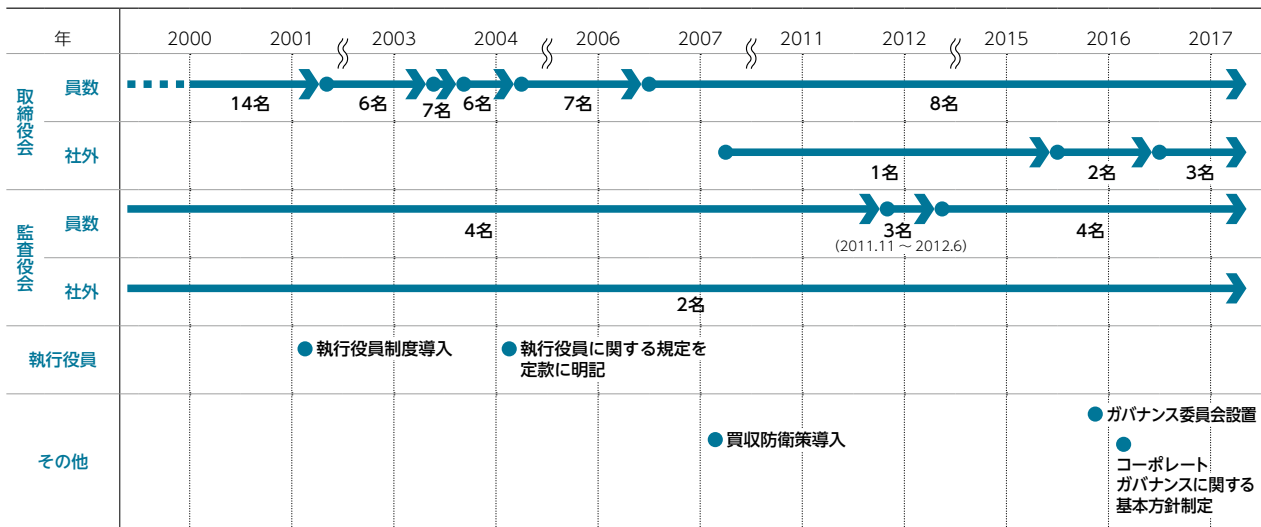
当社では、コーポレート・ガバナンスを経営上最も重要な課題の一つと位置づけ、その強化に取り組んでいます。

2016年度は、当社取締役会のあるべき姿について議論を行ないその認識を取締役会で共有するほか、新たな取り組みとして、社外取締役および社外監査役の情報交換の場

である社外役員協議会を開催いたしました。

今後も、当社は、より良いコーポレート・ガバナンスを実現するため、法令改正や社会情勢などを踏まえ、適宜コーポレート・ガバナンス体制の見直しを行ないます。

### SMMのガバナンスの変遷



#### 2001年6月

##### ■ 執行役員制度の導入

経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離を図り、それぞれの機能を一層充実・強化することを目的として、執行役員制度を導入し、2004年6月には定款に執行役員に関する規定を明記しました。これに伴い、取締役14名体制から取締役6名・執行役員14名体制へと変更するなど経営体制を見直しました。

#### 2007年2月

##### ■ 買収防衛策の導入

買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行なわれる場合の手段を定めたものです。株主の皆様がこのような大量買付に応じるか否かを適切に判断し、また当社取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報と時間を確保するために導入したものであり、以後3年ごとに更新しています。

#### 2007年6月

##### ■ 社外取締役の設置

独立した外部の取締役による客観的な経営判断を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、社外取締役1名を選任しました。

##### ■ 取締役の任期伸縮

経営責任の明確化のため、取締役の任期を2年から1年に変更しました。

#### 2015年6月

##### ■ 社外取締役2名体制

さらなるコーポレート・ガバナンスの強化のため、2015年6月開催の定時株主総会にて社外取締役2名を選任し、社外取締役が複数の体制となりました。

#### 2015年11月

##### ■ ガバナンス委員会の設置

取締役等の指名や報酬の決定などのコーポレート・ガバナンス上の重要事項に対して、執行役員でない取締役会長や社外取締役という客観的な立場から助言を得ることを目的に、任意の委員会であるガバナンス委員会を設置しました。

##### ■ 取締役会の実効性の評価を実施

2015年度から毎年度、適切な業務執行の決定および監督機能の観点などから取締役会全体が適切に機能しているかを検証し継続的な改善を図るため、取締役会の実効性を分析・評価しています。

#### 2016年2月

##### ■ コーポレートガバナンスに関する基本方針の制定

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを示すことを目的として、コーポレートガバナンスに関する基本方針を制定しました。この方針のなかでは、取締役のうち3分の1以上を独立した社外取締役として選任することなどを定めています。

#### 2016年6月

##### ■ 社外取締役3名体制

コーポレートガバナンスに関する基本方針を踏まえ、社外取締役を1名増員し、3名体制としています。

#### 2016年8月

##### ■ 第1回社外役員協議会開催

社外役員の情報交換・認識共有の機会を確保するため、社外役員のみが出席する懇談の場として社外役員協議会を開催しました。第1回は、取締役会全般やコンプライアンス違反について、議論がなされました。

#### 2016年12月

##### ■ 取締役会のあるべき姿の議論

2016年度の実効性の評価に先立ち、当社取締役会のあるべき姿について取締役会で議論し、意思決定機能を重視した取締役会を志向していくことなどを確認しました。